

由良家蔵能楽関係文書解説

竹本, 幹夫

(出版者 / Publisher)

法政大学能楽研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

能楽研究 : 能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

9

(開始ページ / Start Page)

165

(終了ページ / End Page)

180

(発行年 / Year)

1984-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020342>

由良家蔵能楽関係文書解説

竹 本 幹 夫

はじめに

本紀要第七・八号に連載した『由良家蔵能楽関係文書目録』上下のしめくりとして、本目録作成の経緯を記し、以下由良家の芸統とその特色、由良家文書の性格と価値、由良家の歴代の各項につき解説する。

由良家文書の存在が世に紹介されたはじめは、昭和八年、山口県在住の郷土史家山崎徳三郎氏（故人）らが同家の文書を調査されてその質の高さに注目し、地元の新聞（紙名不明）にその存在を報じた記事が掲載された時のようである（記事切抜現存）。山崎氏の報告は当時の能楽関係者の注意を喚起するには至らなかったらしい。由良家文書の存在が学界に知られるようになったのは、京都在住の観世流太鼓方の小寺金七氏（故人）が戦後に由良家を訪れ、その伝書群の貴重なることを中村保雄・味方健氏らの能楽研究者に示教されて以来のことである。これが契機となって、本研究所の表章所員が伊藤正義氏と共同で由良家文書の総合的調査を行うこととなり、その成果の一部として本研究所において同家文書の引伸し写

真が、研究所を訪れる研究者の閲覧に供されることになったのである。又、昭和53年には味方氏の手で「由良家噺子伝書」と題して同家蔵の伝書六点(目録の二・二・16・17・19・23・32)の翻刻がなされてもいる(三一書房刊『日本庶民文化史料集成』第三卷(能)。これらを通じて由良家文書はとみに注目を浴びるようになり、研究者の利用の度合も高まったのではあるが、きわめて重要な文書群であるにもかかわらず、あまりに庞大であることもあってその全貌を紹介したものは存在しなかった。前掲『日本庶民文化史料集成』第三卷の概説(表章氏執筆)中に同家文書に言及しているのが、その概容を解説した唯一のものである。近年日置町の教育委員会が同家の文書を調査し、その目録を作成したが、コピーによる仮目録でしかも一般の手に入りにくいものであった。

昭和56年9月、文部省科学研究費奨励研究(A)「室町後期能伝書の系統的研究」の調査のため、竹本が同家にうかがい資料調査をさせていただいたが、帰京後その一応の成果をまとめた上で、現当主由良信一氏にさらに徹底した目録を作成することを申し出た。幸いにも御快諾をいただいたので翌年3月にも再調査にうかがい、それらの成果にもとづき作成したのが本稿冒頭に言及した『由良家蔵能楽関係文書目録』上下である。本目録掲載文書が由良家の能楽関係文書のすべてであるが、この他、同家には能管一具(銘「玄笛」。筒・皮袋入)及び能とは無関係の版本(京橋屋治兵衛刊行の長門在住の社中の句集など二種。刊年不明)や手習教本等が伝存する。目録掲載の分については本研究所で引き出し写真又はフィルムによる閲覧が可能である。

なお、目録の公開をお許し下さった上、度重なる調査に常に御高配を賜った由良信一氏及び御家族の方々にあつく御礼申し上げる。又、小稿執筆にあたり山口県文書館の所蔵文書を調査させていただき、調査に際しては山口県図書館の樹下明紀氏をはじめ多くの方々の御高配を賜った。合せて御礼申し上げます。

由良家の芸統とその特色

由良家は、代々笛の業を以て輝元以来の毛利家に仕えた武士の家であり、江戸時代後期頃から現在の山口県大津郡日置町古市に在住し、現当主信一氏までで、家祖由良瀬兵衛就富(就高)より十二代を数える旧家である。この由良家歴代が伝領した笛伝書群が、由良家文書の中心である。これらの伝書は、観世座系の笛役者であった日吉左衛門尉国之・桧垣本彦四郎栄次の芸系を継承した千野与一左衛門尉親久が、出雲出身の笛役者牛尾小五郎(玄笛)に相伝したものを、玄笛より毛利家重臣の宍戸伯耆守玄劉へと相伝し、さらに由良家初代の就富が継承したものである。玄劉・就富いずれも毛利家中の武士であるが、毛利家は早くから能に親しんでいたらしいものの、能役者の多くは専門の芸能者というわけではなかったようである。四座の大夫級の役者などに弟子入りさせて家中の武士に能を学ばせ、常時は彼らに上演させるといのが大名家における能楽愛好のあり方の一つであった。武士と役者との境界はこの場合曖昧なものとなるが、毛利家では武士であるべきものの余技としての性格が強かった。江戸時代になるとこうした役者達はすべて藩士として抱えられるようになり、役者であったものが人事異動で他の役職に転ずる場合もあったほどである。しかしながら、役者の人的構成が、少数の譜代を含むお雇い役者主体のものとなるに従い、役者の専門化が進められる結果となり、武士と役者との境界は、明確にならざるを得なかった。そして譜代の旧家ほど役者と呼ばれることに抵抗し、他の役職への異動を願うか、又は名目上は役者ではないことの保証を求める訴えが、しばしばなされたのであった(「日本古典文学会々報」92所収の拙稿「毛利藩能役者譜録小考」参照)。

江戸時代における武家役者としての由良家歴代も、常にこの問題に直面せざるを得なかった。武士としての昇進の機会

がめぐって来る度に、藩命によって分家が立てられ、そうした派生的家筋によって芸統が連綿として保持されたという由良家における家芸伝承の形態は、右に述べた時代的傾向と密接に関わるものである。御雇いから出発した一般の役者の家柄であれば、芸能を立身の道具としようとする場合を除きこうした家格上の問題ははじめから存在しなかったはずである。由良家こそは、毛利藩能役者中では最高の旧家であると同時に、伝承していた家芸も他と比較にならぬほどに重大だったのである。江戸期の由良家八代の間に、分家を樹立して家芸を伝承せしめたこと両度に及び、実子相続は一例も存在しない。これ程までにして伝承された由良流とは、一体いかなる芸統上の特色を持っていたのであろうか。

江戸時代前期の由良家歴代は江戸在住の四座の系統の役者とも交流を保ち、また歴代当主はしばしば参勤交代に具して江戸へ行ったこともあったらしいことが当家の史料・書付の類から知られ、萩に在住の身ながらも、当時の由良家は必ずしも中央の能から完全に孤立した存在ではなかった様である。毛利家中のみならず、美濃国加納城主の安藤家々中などに笛の弟子が存在してもいた(五4『千野流諸国分布神文』)。由良家の弟子筋は江戸中期以後は毛利・吉川両家中の役者や素人などに限られるにいたり、他国に弟子を持つことはもはやなかったらしいが、毛利家中にあっては無双の流儀と自称して、依然として森田流などと並ぶ勢力を保持していたらしい(同家蔵の演能記録など)。

由良家の芸風の独自性は、同家が江戸中期以後に中央の能から隔絶することになる以前から存在していたものである。由良家が独自の唱歌付を保持する文献上の初出は、二代目の村尾半右衛門就延の時代であるらしいが、こうした唱歌付や笛頭付には「千野流」「玄笛流」「由良流」などの名が冠せられており、家伝の伝書に基づく独自の技法が確立されつつあったかのごとくである。勿論、千野以来の伝承の正統性に対する自負や、それを具体的に裏付けるかに見える伝書群の存在が、由良家歴代当主をしてかかる流儀名を称えさせたのであろうが、唱歌付に他流派との異同を示す場合も少なからずあり、細部の技法にいたるまである程度独自の特色を保持していたことは疑いあるまい。

四4 『千野流笛目録』に見える243か条の習事名目は、江戸後期における由良流の習事を網羅したものであるが、室町後期の笛伝書に見えるような名目がそのまま掲げられていることが注意される。そうした伝書の記事が由良家伝来伝書に独自のものであることはほとんどなく、習事名目の多くも室町期の他系統の笛伝書に存在するものである。又この目録筆者の由良玄貞は幼少の時分に父祖に死別し、ほとんど独学で芸境を開拓した人であったから、その奏法に由良流の正伝がどの程度反映されていたかも、実は疑わしい。しかしながら、そこに掲げられた記事は又、歴代当主の残した唱歌付の総合目録的なものとして、ほとんどすべての名目にそれと対応する唱歌が伝存するのである。こうした例がきわめて珍しいこととは言を俟たない。すなわち、中央の能ではすでに失われてしまった伝承を、由良流は残していたわけである。勿論、上演曲自体は毛利家中も幕府も同じであるから、例えば「馬融の出端の吹様」など、伝わっていても無用ではあるが、伝書の記述と実際の演奏との間の断絶を埋めるような内容の唱歌付を保有していたこと自体が、驚ろくべきことではあるまいか。由良流の芸統が断絶してしまった現在ではその具体的芸風は知る由もなく、伝存する唱歌付の厳密な系統調査に基づき、その芸風・芸質を体系的に把握する作業は、今後の課題であるが、その芸系の正しさや大量の伝書群の存在を考え合せると、古風な面を残しつつも、完成度の高い独自の芸風を保持していたであろうことが推測されるのである。

毛利藩中においても由良流、及びその伝来文書の価値が相応の評価を得ていたであろうことは、想像に難くない。輝元以来の旧家という条件もあずかってはいようが、家業断絶の危機が生じた時には藩が介入して別家を立てさせ、芸統の伝承を可能ならしめているのは、由良流の「天下無双之儀」(五2d)なるが故でもあったろう。

由良家の芸系は幕末維新の間に断絶したが、幸いにも同家の文書は芸事廃止後もかなりの数が伝存し、今日に及んでい。中には繙読に困難を感じるほどに虫損の甚しいものもあり、補修の要を感じるが、現当主信一氏の先代であられる貞一氏の代に大型の桐箱が作製され、そこに貴重文書のすべてが収納されるようになり、以後も保存に注意がはらわれたた

め、虫損の進行は現在では完全に止まっている。

由良家文書の価値

由良家伝書の中核は千野与一左衛門所伝本であると一応は考えられる。しかしながら、40点ほどある伝書類の中、千野自身の奥書の転写とおぼしきものを備えるのは二3のみであり、千野の奥書はないが後人(玄笛など)の奥書から千野所伝本と信じられるものも二5・30上だけである。又、奥書から明らかに牛尾玄笛による編集と思われるものに二16上・18・31があり、奥書からは編者や本来の伝承者を想定できないものに二13・14・16下・25・29・30下がある。千野の奥書を掲げるものの後人の創作で該本が千野所伝か否か断定できぬものとしては、二1・2・4・6・9・12・15・17・19・21・23・24・26があり、うち1・2・19・20を除く各書の千野の識語はほとんど同文の紋切型である。この他、千野所伝本と明記するが明らかな虚偽又は誤解を含むものに二22・四1があり、奥書をまったく持たぬものとして二10・11・27がある。他には千野との関係を想定可能な伝書は由良家に伝存しない。

二1・2・4以下の14点を主体とする、いわゆる奥之書二卷・表之書十二卷・裏之書十二卷は、そのすべてが伝存するわけではないが、伝存する分については、由良家二代就延の奥書まではすべて一筆であり、以下の歴代奥書のみが各別筆となる。すなわち二代目就延が家伝の諸書中より重要と思われる26点を選んで清書・表装し、同家の根本伝書として後代に伝えんとしたものと思われるが、千野以下流祖四代の奥書は、千野の分のみは五1aの千野の相伝状に基づくらしく、以下は二30『花笛集』下巻の年記を機械的に参照したものであろう。これらの原本のあるものには、千野の奥書もついていたかも知れぬが、書式を整えるべくすべて一律に改変されたのであろう。甚しいのは二22の奥書であり、他家蔵の同類

本には別人の奥書として見える四種の署名と宛先とを由良流祖四代の各人にそのままあてはめている。千野の奥書は五1 aの「天文二十二年」を「二十年」と誤っており、就延の手を経ていないことが明らかで二3には「天文二十二年」とあるのと対照的である。『花笛集』下の年記を採用したのは、それらが最も年代の下るものであったためであろう。すなわち同書は相伝の最下限を示す根本伝書と認識されていたわけである。ところで村尾長左衛門安信の生田勝右衛門宛奥書だけは、『花笛集』上巻が寛永八年八月五日、下巻は同七年二月五日で、相伝順序がさかさまである。実際の相伝としてはあり得ぬ現象であり、奥書全体を原本に付加するに際して、一度にそれをしたために上下を取り違えたのだろう。生田勝右衛門は就延の前名だが、彼がそう名乗るのは寛永十五年以降であり、この奥書は、後に勝右衛門が勝手に付けたものしか考えられない。同様に寛永七・八年頃の生田勝右衛門宛安信奥書も、勝右衛門の作為なのであろう。但し、実際にその年に安信より相伝されていたのを、後になって注記したものとも考えられ、まったくの仮託とは断じ得まい。

二30とは別形の歴代奥書待つ就延表装本には若干の私意による改変が本文中にも認められる。この就延本と兄弟関係にあるのが孫三郎真貞筆とおぼしき二30ほか一群の控え本であり、就延の改訂以前の本文を伝えると思われる本である。両本の共通の親本は現存しない。他に前代以来相伝の古本もある(5・13)が、同書名の就延本とは明らかに別系本とみなし得る内容である。とくに5『双笛集』の場合、鴻山文庫にも由良家所伝本と思われる毛利家旧蔵千野彦五郎奥書本があるがこれも別本であり、多様な本文が流布していたように見える。相伝の経緯・相手のちがいや相伝の過程などで、その内容に出入の生じる可能性が、当時の伝書にはさわめて強かったのであろう。日吉左衛門・笛彦兵衛らの古説に自己の考えを加味したような形態が、千野伝書の祖型であったと考えたい。同様のことが、記事のさしかえや増補削減という形でその伝承の過程で容易に生じ得たとすれば、伝書の編者とその伝領者との間にはほとんど区別がないことにならう。すなわち、由良家伝書の主体が千野独自の説であると無条件に信じることは、不可能のようである。由良家伝書も同様の過程

を経て由良瀬兵衛へと伝来したのである。芸統継承者として伝書の一切を相伝したがために、伝書の形成過程を暗示するかのごとき異本までもが伝存したものであろう。

千野の“正説”をどこまでふまえているかはともかく、由良家伝書の多くが単一の系統を通じて伝承され、一か所にまとまって現存するという事実には、大きな価値が認められてしかるべきであろう。その内容の詳細な検討はなお後考に俟ちたいが、由良家伝書が、室町末期の笛伝書以下の伝書類全体を見渡す際の最も重要な基準の一つであることは疑いあるまい。例えば千野よりも時代は下るが、やはり名人として一世を風靡した天正期の笛役者一噌似齋の伝書群と比べて見ると、由良家伝書の古拙なることは十分に理解されよう。似齋の説の具体性や新奇さは由良家伝書にないものの、古拙であるだけに笛秘伝の祖型的な形態により近いものがあるように思われ、笛秘伝の生成を考える上できわめて多くの示唆を与えてくれるものであるといえよう。累代の書であるだけに、先述のごとく、どこまでが古説か区別できぬ場合も生ずるわけではあるが、こうした疑問は由良家伝書のみならず同時代の類本にも同様に存在する、室町末期伝書の宿命的な限界であるとも考えられよう。

以上の伝書群の他に、由良家にはそれに匹敵する数量の江戸期の文書が伝存する。唱歌付等の技術書と歴代の書付及び史料等々がそれである。中でもとくに注目すべきは唱歌付・頭付であり、純粹に実技的に記号化された付(つけ)のみならず、伝書の記事の抜き書きをも合写する点にこれらの書の特色がある様に思われる。そうした例は他家の付にも皆無ではないが、伝書と付との過渡的形態とも見ることができるといえる。これらは、伝書と付との間の断絶をある程度まで埋めることも出来るのであり、由良流の技法の確立の過程を如実に示す資料として評価すべきものであろう。

史料・書付類の大半は江戸後期のものであるが、千野以来の歴代の印可状(返起請文)なども伝存する。ただし由良流祖

にあたる千野・牛尾などの相伝状については、自筆かどうかは甚だ疑問であり、後人の転写と思われる。由良家の歴代に關する若干の資料が欠けている(ある程度まで山口県文書館毛利家文庫蔵『由良勝右衛門光久譜録』で補い得る)が、長左衛門就富代・正右衛門光久代と、江戸時代前・後期に家系が分岐し、分家の方が由良正系となったことなどが、江戸中期以前の歴代文書散逸の一大原因をなしたのかも知れない。由良家史料の中心は七代目新左衛門の文書であり、とくにその自筆の演能記録二冊(四七)は、毛利家中における能のあり方を伝える詳細な文書の写しをも含む点で、江戸時代地方能楽史の研究に關するきわめて有益な資料といえよう。

由良家の歴代

伝書の奥書に名が見える千野与一左衛門以下の芸祖三代と、由良家歴代の事績とを、以下に略述する。千野与一左衛門については天野文雄氏が、牛尾玄笛については牛尾美江氏が本紀要前号に「『四座役者目録』研究会の報告(1)」として発表された考察に多くを依拠しており、宍戸玄劉及び由良瀬兵衛については片桐登氏が本紀要第三号に発表された「江戸時代初期素人能役者考」を参照していることをおことわりする。由良瀬兵衛以下の歴代については、由良家文書の他、山口県文書館毛利家文庫蔵『村尾長左衛門政常譜録』『由良勝右衛門光久譜録』『寺社組御意口上覚』による。

【千野与一左衛門尉親久】

生没年未詳。観世大夫宗節(一五〇八―八三)時代の観世座系の笛役者で松垣本彦四郎栄次の芸事上の後継者であるが、自身の後継者に人を得ず、観世座笛方の芸統は親久までで断絶した。天文年間(一五三二―五五)を中心に活躍。天文十七年には彦五郎親久を名乗っており(鴻山文庫蔵『双笛集』奥書)、後に与一左衛門尉と称す(由良家伝書奥書)。素人役者の

牛尾小五郎に秘伝を相伝した。由良家文書中、歴代奥書を有するものには、すべて千野与一左衛門尉親久の牛尾小五郎宛の署名が入っているが、**二3**と**五1a**は「天文二十二年二月二十六日」、その他は「天文二十年(以下同)」と年記が異なっている。穴戸玄劉より森田庄兵衛が伝領した『教笛集』『三番之書』『式三番之書』には千野与一左衛門親久より牛尾小五郎宛の天文二十二年二月二十二日付の奥書が存在する由である(『森田流奥義録』349頁。森田光風著・昭和55年能楽書林刊)。右三書は未見ながら、その解説によれば由良家伝書と同内容か又はその抄出かと思われ、伝来にはとくに疑問はないようである。この三書の奥書の存在から考えて、「天文二十二年」の方が本来の形であり、「二十年」とあるのは後人の転写の際の誤写又は誤解に基づく異文かと考えておきたい。なお、天野氏考(前号所収)に、由良家伝書歴代奥書の親久署名に「千野与一左衛門入(道)」としたものがあるというが、そうした事実はなく、同氏の誤解であろう。弘治三年(一五五七)七月に弟子の成田吹助に伝書を相伝した(鴻山文庫蔵『笛秘書集』等奥書)のが、活動の最下限か。

【牛尾玄笛】

生没年未詳。千野の弟子で出雲出身の素人笛役者。若名小五郎。永禄十年(一五六七)には小五郎久親と名乗る(二5奥書)。天正十一年(一五八三)までは牛尾彦左衛門尉重親と称した(四1奥書)が、後に剃髪し、すでに出家して玄旨と号していた細川幽齋より玄笛の法名を与えられ、牛尾彦左衛門入道玄笛と称したらしい。この法名を掲げる由良家伝書中の奥書年記は、元亀三年(一五七三)の分(二16上・18)と天正三年(一五七五)の分(二1以下)の表装本14点と二30『花笛集』下巻)の分との二通りがあり、いずれも重親出家以前のはずで、不審である。由良家本と兄弟関係にある肥後中村家蔵『名全笛集』(二9に紹介)の奥書にも「玄笛」の法名が見えるから、中村家本・由良家本両系統の親本の相伝者であった穴戸玄劉が、実際の相伝のために写本を作成し、奥書を転記する際に、私意により師の法名である玄笛の名に改めた可能性が強い。但し、同年記の中村家本『花笛集』下には、「重親」とある。なお、由良家伝書の表装本の歴代奥書における牛尾

玄笛の奥書年記は、『花笛集』下の奥書を典拠にして、由良家二代就延の頃にこの形に整えられたものであろう。ところで**五1b**の宍戸宛牛尾免状にもこれと同じ署名・年記があり、明らかに後代のものと見てよいが、免状自体がまったくの仮託とは断言できない。天正三年は牛尾から宍戸への伝書相伝の終了年次を示しているのではあるまいか。この免状も宍戸玄劉の写しで、その原本は、『花笛集』相伝とともに牛尾重親より与えられたものだったのであろう。『花笛集』は牛尾流の根本伝書として扱われていたのであろう。なお、玄笛の活動の最下限は、天正十八年正月豊臣秀吉浅野亭御成能への出演(『伊達家文書』)であるらしい。

【宍戸玄劉】

生没年未詳。笛数寄の毛利家重臣。国司元信くにしの次男であったが、永禄三年(一五六〇)毛利輝元の命で宍戸家を継ぐ。十年には弥七郎と称し、牛尾小五郎より伝書を相伝されており(二5)、趣味としてではあったろうが、すでに笛の道に志していたことが知られる。後、善兵衛を名乗り、伯耆守と号した。本名を元富といい、玄劉は法名である(由良家・中村家伝書)。牛尾重親相伝の笛伝書数点を、慶長九年(一六〇四)には金春大夫安照の弟子中村勝三郎に、同十八年には笛方森田流祖の正兵衛(庄兵衛)に、それぞれ相伝した。又、主命により由良瀬兵衛に一切の伝書を相伝し、芸跡とした。由良家伝書によれば、二30『花笛集』上巻の奥書年記の慶長十六年十月が最も早く、同じく下巻の奥書年記の元和八年(一六一二)三月が最も新しい。牛尾奥書の場合と同様、伝書表装本の歴代奥書の年記は『花笛集』下と同日付であり、やはり後人(就延)が転写の際に『花笛集』下の奥書年記を参照したものであろう。寛永二年(一六二五)十一月、すでに村尾と改姓していた瀬兵衛に返起請文を与え(五1c)、伝授が完了した。牛尾玄笛が事実上の玄人として中央で活躍したのに対し、玄劉はあくまで毛利家中の素人役者の域にとどまり、一方牛尾相伝の伝書は歴大かつ貴重なものであったために、芸事預りのごとき立場となって、玄人役者に秘事の相伝を行ったものようである。

【初代・由良瀬兵衛】

天正四年(一五七六)——万治三年(一六六〇)。享年85歳。毛利輝元の臣。『天正十八年毛利亭御成記』に笛吹として登場する「由来平左衛門」はその父か。瀬兵衛自身が後に「平右衛門」を名乗り、それが瀬兵衛直系の通名となった点から、右の「平左衛門」は「平右衛門」の誤りと推測される。又、『村尾長左衛門政常譜録』によれば、父にあたる人物も瀬兵衛を名乗った由である。子の瀬兵衛は、輝元代に始めて毛利家に出仕、領地二百石(後三百石に加増)を賜わった。笛役者としても著名だったらしく、『近代四座役者目録』にも名が見える。文禄五年(一五九六)五月、伏見で笛名人一噌似齋と対談した(演劇博物館蔵『一噌流笛秘伝書』)。主命により、慶長・元和の間に宍戸玄劉より千野・牛尾伝来の笛伝書的一切を相伝。慶長十八年(一六一三)の森田正兵衛の起請文の宛先に玄劉と共に名を連ねる頃には、すでにその後継者と認められていたものであろう。元和七年(一六二二)五月、江戸の観世大夫重成勸進能に連日出演(観世宗家蔵『天正以後御能組』)したのも、森田正兵衛指南の功によるものか。はじめ萩野勝助を養子としていたが、寛永元年(一六二四)嫡子就直誕生により、勝助には芸跡のみを継がせることになった(就延の項参照)。同二年、宍戸玄劉より返起請文を受ける頃には由良から母方の姓である村尾に改め、同九年頃には村尾長左衛門尉安信と称した。同十三年、成長して村尾半右衛門尉を称していた(?)先の勝助に返起請文を与える頃には長左衛門尉就富と名乗り、又就高とも称したらしい。半右衛門にさらに相伝添状を与えた同十五年には、すでに出家して休茂と号していた。後には宗斎とも号するにいたった。表装された由良家伝書の歴代奥書によれば、寛永七年二月五日付で「村尾長左右衛門尉入 意安」とあるが、寛永七年の日付は二30『花笛集』下の安信奥書を典拠とするらしい。「意安」は長左衛門最晩年の法名で、後に就延が私改したのであろう。或は法名が意安休茂、齋名が宗斎だったかも知れない。就富(就高)の嫡子就直の家系は武士として毛利家に仕え、笛役とは無縁であった。伝書を含む芸事の一切は養子で女婿でもあった就延に伝領されることになった。忌日は四月二十八日。

【二代・村尾半右衛門就延】

慶長十三年(一六〇八)——元禄十三年(一七〇〇)。享年93歳。公家浪人の田中左近某の嫡男。幼少より萩野勝介と名乗り(養子となったか)、毛利秀就に仕えた。本名就延。後に村尾長左衛門の養子となったが、寛永元年(一六二四)17歳の時に長左衛門嫡子就直の出生により、養子違変となるも、秀就の命で就直同腹(花隈氏)の姉を勝助に嫁がしめ、長左衛門次男の儀に準じて別家をたてさせ、知行百二十五石を賜わることとなった。同五年には権兵衛尉に任じられ、同十五年には改姓して生田宇兵衛を名乗っていたが、更に勝右衛門の名を許されたという(『由良勝右衛門光久譜録』)。ところで、由良家伝書二五・13・16上・30によれば、同七・八年には村尾安信より生田勝右衛門にこれらの伝書が相伝されたことになっている。又、同十三年には村尾就富から村尾半右衛門就延へ、同十五年九月には村尾休茂から同じく半右衛門へ宛てた返起請文や相伝状も現存する(五1d・2b)。詳しくは171頁に述べたが、右の伝書の生田勝右衛門の宛先は寛永十五年以後の付加と考えるべきであろう。相伝状の場合は後人仮託とは思われず(歴代の相伝状のいずれとも同文ながら別筆)、生田宇兵衛を称する一方で村尾半右衛門の名を芸名のごとくに用いていたとでも考える他はあるまい。寛文十三年(一六七三)弟子岸田長九郎に一度は家伝の一切を相伝すべく、奥之書二巻、表・裏之書各十二巻の計26点を選んで清書したが、岸田が笛役御免となるに及び、伝書を取り返した。由良家伝書の表装された歴代奥書本(卷子本)がこれで、千野より牛尾への相伝状や由良家の根本伝書たる『花笛集』下巻の奥書年記をもとに千野相伝とは思えぬ本にまで歴代の相伝奥書を付加し、本文にも若干の意改を交えている。貞享四年(一六八七)には弟子井上小三郎に自撰の伝書『笛覚書』等を相伝、その他にも自ら伝書を編み、家伝の古書を整理するなど、伝承の整備に専心した。一方、毛利秀就・綱広両代に仕えてしばしば江戸へも参勤し、諸国に弟子もあり、幕府お抱えの大鼓役者葛野庄九郎らとも交流した(六4・5)。しかし晩年にいたり、養嗣子で婿であった弥左衛門信種が知行を召上られ、就延自身は一代限りで十人扶持を与えられ、遠近付に仰せ付けられ

た。元禄十年(一六九七)、扶持米相伝が認められ、弟子井上小三郎を信種女に嫁して就延養子となし、養父の代に村尾と改めた姓を再び由良に復することを命じられ、同年五月、由良小三郎に家伝一切を相伝した。返起請文と相伝添状(五!)、2)とを伝書とともに一括して後嗣に相伝するようになったのは、この時以後である。当時、すでに出家して就延入道入智と号していた。同十二年隠居して家督を譲ったが、小三郎も専門役者としてではなく、あくまで武士の格式で出仕することが認められていた。妻の村尾就富(就高)女との間に二女があった。忌日は十一月十一日。

【三代・由良小三郎光武(以下すべて由良氏)】

生没年未詳。実は井上五郎左衛門就光の三男で、元禄十年に由良に改姓した就延入智の養子となり、同十二年家督相続。妻は入智孫で信種の女。養父同様家業としてでなく笛役を勤めた。宝永八年(一七一)孫三郎真貞を養子とし、正徳四年(一七二四)家伝の一切を孫三郎に相伝した。三10が小三郎の手沢本。忌日不明。

【四代・孫三郎真貞】

寛文十年(一六七〇)——享保十年(一七二五)。享年56歳。実は商家の次男。前名は藤井孫三郎。貞享二年(一六八五)にはすでに笛の修行を始めていた(二33・34)。宝永八年に光武の養子となり、正徳四年に大事を相伝して家督を相続するのに伴い、笛を家業とすべきことを命じられ、寺社組に配属された(五10)。一応は武士として身を立てる機会もないわけではなかった遠近付から、專業役者として寺社組に遷ったことになり、家格としては一歩後退した感がある。以後歴代は、武家としての家格を主張すべく、しばしば遠近付への復帰を上願することになった。なお、二10ほか一連の伝書や三3・4などの笛唱歌付を書写したのが真貞であるらしく、いずれも善良な写本と認め得るように思われる。享保九年(一七二四)重三郎光久に大事を相伝した。妻は周田七兵衛の女。養子である光久の他に二男一女があった。忌日は六月二十二日。

【五代・正右衛門光久】

元禄八年(一六九五)——安永三年(一七七四)?。享年80歳位。実は毛利若狭守広規家来の豊嶋久兵衛義種の三男。若名十三郎(重三郎とも)。正徳二年(一七一一)に嗣子のない真貞の養子となり、享保九年に真貞より大事を相伝した。翌年父病没後に家督を継ぎ、正右衛門(勝右衛門)を名乗ったのであろう。本名光久。はじめ飯田孫太郎を養子としたが宝暦三年(一七五三)に義絶し、相伝済みの秘事の扱いをめぐり訴訟を起す。一方かねてより寺社組よりの転任と笛を家業とすることの免除とを願い出ていたが、宝暦年中に遠近付となって笛役御免を申し渡された。しかし笛の業の退転を防ぐとの名目で、御雇い格の御奥役者で森田流の笛吹であった女婿の内藤次郎八玄前(はるちか)を直弟子とし、大事を相伝すべき旨の主命が宝暦十一年(一七六一)に下った。明和五年(一七六八)には玄前を由良と改姓せしめ、芸跡として家伝の一切を相伝すべしとの命が再び下り、遠近付所属の武家としての由良家はこの頃光久の養子となった常八が継ぎ、寺社組所属の笛役としての由良家は玄前が継いで、笛役退転なきようにすべしと定められた。翌年十一月十六日玄前が35歳で夭折したため、光久は老残の身で常八を指導し、安永二年(一七七三)に家伝の一切を相伝する一方で、玄前の遺児貞五郎を後見したらしい。同年末隠居し、家督を常八に譲った。なお、光久代には由良家はすでに日置村に居住していたらしい。忌日不明。

【六代・半右衛門信久】

?——文化十年(一八一三)。享年未詳。若名常八。家督後半右衛門を名乗る。本名信久。光久晩年の養子で、宝暦十一年以後明和元年以前の四年の間に養子となつたらしい。遠近付の家格を継承する一方で、由良玄前の遺児源次郎(貞五郎)を取り立て、天明三年(一七八三)、源次郎に大事を相伝した。笛役にも従事したものの、実際には芸事預りのごとき立場であったようで、相伝といっても書物の譲渡を主体とする形式的なものであったかと思われる。信久自身の家督は半蔵なる者が継ぎ、遠近付のままに笛業をも相承したらしいが、信久没後の動静は不明である。死亡届出日は二月二十九日。

【七代・新左衛門玄貞】

明和三年（一七六六）——天保九年（一八三八）。享年73歳。法名は由良軒秀譽玄貞居士。菩提寺は日置村善福寺。内藤玄前の実子。母は由良光久女。4歳で父に死別し、9歳頃祖父に死別。幼名貞五郎。7歳の頃より半右衛門に入門して芸事の指導を受け、安永八年（一七七九）、14歳で山口の氷上山祭礼能に、翌年御奥御能に初出勤。すでに源次郎と名乗っていた天明三年にはわずか18歳で信久より家書一切を相伝した。同六年には源藏と改名、寛政十二年（一八〇〇）には新左衛門と称した。本名は玄貞である。毛利重就・治親・斉房の三代に仕え、笛役者として活躍した。現在、由良家には玄貞関係の文書類が数多く伝存するが、それによれば藩中のみならず岩国の吉川家中にも笛の弟子を多く抱えていた。但しその活動はもっぱら地方役者としてのそれであった。忌日は十月二十五日。

【八代・小源太貞俊】

享和二年（一八〇二）——明治十九年（一八八六）。享年85歳。実は増田与兵衛利政の三男。文化十一年（一八一四）、13歳で由良家に入籍し、翌年氷上山御能に初出勤。後に玄貞の女と結婚。文政四年（一八二二）、玄貞より大事を相伝した。後、健治と改名した。歴代奥書の宛先の最後がこの小源太。貞俊父子の代に笛の芸統が中絶したものであろう。忌日は十月十日。

【九代・武之進貞勝以後】

貞俊嫡子の武之進貞勝は、天保元年（一八三〇）生。同十二年頃、氷上山御能に初出勤した。新兵衛とも称した。明治十五年（一八八二）二月二十四日53歳で没。貞勝の後嗣豊熊は実はその弟にあたり、嘉永五年（一八五二）生まれ。大正十三年九月十一日に73歳でなくなった。その長男が先代貞一氏、貞一氏長男が由良家現当主信一氏で、タエ夫人との間に一男二女がおられる。